

男女共同参画社会の形成を

総合的、計画的に推進

男女共同参画推進条例を

修正可決!

◆委員から出された

主な意見

(第2章)

○ 男女共同参画推進

体制の整備に関しては、

「市長を本部長とした

組織の設置」を明記す

べきだ。

○ 男女の労働環境改

善のための支援に関し

ては、労働環境がすべ

ての面で男女が平等で

あれば、条例は必要ない。

雇用形態において男女

平等の労働環境に改善

されるよう「男女の労

働環境」を「男女平等

の労働環境」に改める

べきではないか。

○ 拠点施設の設置に

ついては、体制は整つ

ても拠点施設がなけれ

ば意味が薄れてくるの

で、「設置するよう努

めるものとする」を「設

置するものとする」と

すべき。

○ 就業における模範

的措置に関しては、男

性の職域は拡大されて

いるので、「男女双方

の職域の拡大」を「女

性の職域の拡大」に改

めるべきではないか。

(第3章)

○ 男女共同参画推進

委員の委嘱については

議会の承認を求めるべ

きではないか。

(第5章)

○ 男女共同参画審議

会の組織に関しては、

12名の委員のうち、公

募による市民の数を増

やすべき。また、偏つ

たものにならないよう

男女の比率は、男女い

男女共同参画審議会の組織 (原案)

- ① 識見を有する者 3人以内
- ② 市内関係団体代表者 6人以内
- ③ 公募による市民 3人以内



修正可決

(修正案)

- ① 識見を有する者 3人以内
- ② 市内関係団体代表者 3人以内
- ③ 公募による市民 6人以内

※男女いずれかの委員数は、総数の10分の4未満であってはならない。

ずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないようにすべき。

◆結果は

慎重に審査を行なった結果、次の箇所に関する修正案が提出され、修正案のとおり修正可決しました。

第4条 市の責務

第11条 男女共同参画推進体制の整備

第14条 男女の労働環境改善のための支援

第20条 拠点施設の設置

第49条 審議会の組織

等

嘉麻市男女共同参画推進条例は、平成22年3月定例会において、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めるため提案され、議長を除く議員全員による特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。審査の経過につきましては、3月定例会以降、1章ごとに詳細な説明を受け、議員の意見を集約しながら、精力的に審査を行い、平成22年6月22日の第6回の特別委員会をもって全ての条文の審査は終了しました。

